

公認審判員の組織的な運営に関する規則

第1条【目的】

本規則は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「本連盟」という）の公認審判員に関する規程（以下「審判員規程」という）第5条2項に規定された公認審判員の組織的な運営に関する必要な事項を定め、本連盟の審判組織の健全な運営を図ることを目的とする。

第2条【審判技術委員の人数】

審判技術委員（以下「技術委員」という）の人数は、9名以上15名以内とする。

第3条【技術委員の任期】

技術委員の任期は、選任後新たに開始する事業年度（事業年度途中で選任された場合は、当該事業年度を含む）から2年間とする。

2 前任者の任期の途中で交代して選任された場合は、前任者の残任期間とする。

第4条【技術委員の年齢】

技術委員の年齢は、満70歳以下でなければならない。

2 技術委員の再任は、通算5期までに限るものとする。

第5条【技術委員の選任】

本連盟規程に定めるブロック毎1名を理事会に対し、役員改選時に併せて技術委員の候補者を推薦し、理事会において選任する。

2. 前項のほか、技術委員として活躍し、また本連盟の発展に尽力し、良い影響が期待できると判断できることを条件とし、次の各号を明らかにして特別に推薦したものを理事会において選任することができる。

(1) 推薦理由

(2) 推薦する者が本連盟に与えることができると予想される効果

第6条【審判技術委員会の設置と構成】

技術委員により審判技術委員会（以下「技術委員会という」）を設置する。

2. 技術委員会の構成は、委員長1名、副委員長2名以内、その他委員とする。

3. 委員長、副委員長は技術委員会の互選で選任する。

4. 委員長は技術委員会を代表し、委員会で議論される技術委員の意見を集約する。

5. 委員長は必要があるときには、理事会に出席して技術委員会の意向を述べるができる。

6. 規程の改定等に係る審議がある理事会へは、委員長または競技者必携編集を担当した

委員のうち、1名は必ず出席しなければならない。

7. 副委員長は、委員長を補佐し、必要な事項をおこなう。
8. 理事会より、技術委員会に付託された事項は、最初に委員長、副委員長で共有し、必要があれば技術委員会を開催し、審議、検討の後、理事会へ委員長より答申する。
9. 必要に応じて会長、専務理事、担当理事及び専門委員会委員長等が技術委員会に出席し、意見を述べ、議論する事ができる。

第7条【技術委員会の役割】

技術委員会は次の各号の役割を担う。

- (1) 全国及びブロック講習会の計画の策定を行い、講師を務めることにより指導員を養成する。
- (2) 全国大会へ役員として委員の派遣を行う。
- (3) 全国大会開催予定の支部等へ、要望に応じて審判員育成の目的で委員を派遣し、指導を行う。
- (4) 本連盟への野球規則及び規程等に関する競技上の質疑の回答を、技術委員長に共有し、主に質問者の居住するブロック選出の委員が回答する。
- (5) 競技者必携の当連盟規律関係集以外の全てのページの編集を行い、必要あるときには、委員長が理事会に出席し、説明する。
競技者必携の編集に関しては、別途「競技者必携編集規則」による。
- (6) 連盟規程及び規程細則その他全ての規程類の見直しの必要が生じた際には、理由及び内容を明確に示し、事務局をとおして理事会へ具申する。

第8条【審判技術指導員の役割】

審判技術指導員（以下「指導員」という）は、次の各号の役割を担う。

- (1) 本連盟主催の全国大会へ派遣審判員として出張し、審判業務を務める。
- (2) 支部で開催する審判技術講習会を計画、運営する。
- (3) 支部の登録審判員に対して、規則の改正・必携の変更及び審判技術等最新の情報を正確に伝達する。

第9条【指導員の年齢制限】

指導員の年齢は、満63歳未満でなければならない。ただし、全国大会へ派遣することができる指導員は、大会開催時満60歳以下でなければならない。

2. 指導員の任期は、通算で最長15年とする。

第10条【指導員の基準人数】

審判員規程第5条1項2号に定める支部の推薦により選任できる指導員の人数（基準

人数)は、当連盟に公認審判員として登録された支部ごとの登録数に基づき、下記のとおりとする。

(公認審判員の登録数)	(選任できる指導員の人数)
50名未満	1名
100名未満	2名
100名以上299名未満	3名
300名以上700名未満	4名
700名以上1,100名未満	5名
1,100名以上1,600名未満	6名
1,600名以上2,100名未満	7名
2,100名以上	8名

- 2 支部の事情により指導員数に不備が生じている場合、その解消の対策として増員を申請し、理事会の承認を得た場合は、前項の基準人数を超えた人数の指導員を選任することができる。但し、この場合、増員分の講習会等への参加に係る費用の一切を支部が負担する。

第11条【ブロック幹事指導員の選任及び役割】

本連盟規程に定めるブロック毎に、指導員の中から1名ブロック幹事指導員を選任しなければならない。

- 2 ブロック幹事指導員の役割は次の各号とする。

- (1) 指導員研修会(地区研修会)及びブロック講習会を技術委員と協力し、計画し、アシスタントを勤める。
- (2) 所属ブロック内所属の指導員及び審判技術研修員(以下「研修員」という)に係る事項をとりまとめ、必要があれば本連盟へ報告する。

第12条【研修員の選任】

審判規程第5条1項3号に定める研修員の選任は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 支部の天皇賜杯大会及び国民体育大会の予選の球審を務める技術を有する者。
 - (2) 公認野球規則及び本連盟規程をよく理解し、啓蒙及び研修活動を行うことができる者。
 - (3) 全国審判技術研修員講習会及びブロックで開催する審判技術講習会(以下「ブロック講習会」という)に3年間参加できる見込みがあり、終了後に指導員としての責務を果たせる者であると見込まれること。
 - (4) 全国大会へ派遣される場合、勤務日に責任をもって勤務できる者。
- 2 指導員の年齢制限により3年以内に指導員を補充することが必要な支部においては、

研修員を増員することができる。この場合、当該補充する研修員の講習会等への参加に係る費用については本連盟が負担する。

第 13 条【協議】

この規則に定めなき事項は、理事会において協議し定める。

第 14 条【改正】

この規則の改正は、理事会の議決を経てこれを行う。

第 15 条【施行】

この規則は、2022 年 7 月 8 日から施行する。

附則

この規則の施行に伴い、公益財団法人全日本軟式野球連盟審判委員会規程は廃止する。